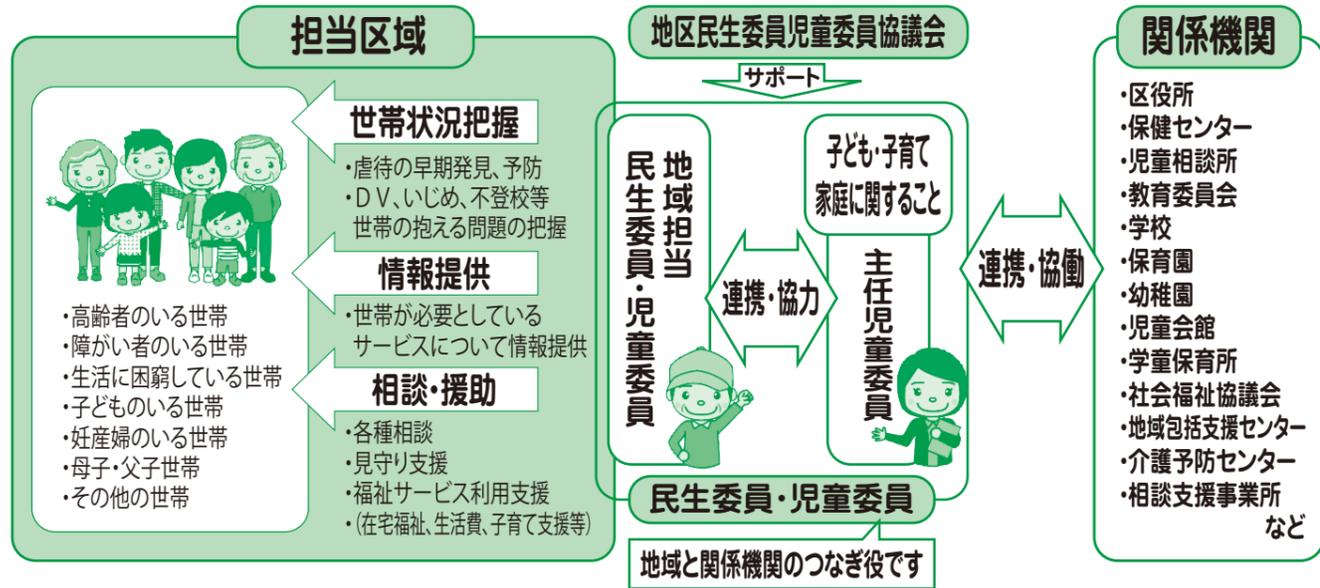


## 民生委員・児童委員、主任児童委員のしくみ



# 民生委員・児童委員は、 あなたの一番身近な 相談員です。



## 民生委員・児童委員として活動している皆さんの声

自分よりずっとご高齢の方が元気に趣味を持っていらっしたり、健康維持のための意識を強く持って生活している姿を目の当たりにすることによって、自分自身もエネルギーをもらっています。



様々な人生を歩まれた諸先輩方のお話をたくさん聴くことができ、私自身が暮らしの知恵などを教えてもらっています。訪問先の方からの「毎回すまないね」「ありがとう」といった感謝のお言葉が何よりうれしいです。



活動中に困ったことがあれば、同じ地区民生委員児童委員協議会に所属する他の委員の方に相談しています。励まし合える、支え合える仲間がいるということは大変心強いです。



主任児童委員として、地域で気になる子どもや親子が孤立することがないように、また、子どもが健全に成長していけるよう見守っています。地域に根差した「身近な相談相手」であることを意識して活動しています。



民生委員・児童委員のことについて詳しく知りたい方は、事務局までお気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員  
キャラクター  
「ミンジー」



市民の暮らしを応援するため、  
国・札幌市から委嘱を受けて活動しています。

みなさんと同じ住民の立場で、  
子どもから高齢者まで、  
様々な困りごとを一緒に考え、  
サポートしています。

困りごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。相談上の個人情報は必ず守ります。

発行 令和3年12月

札幌市民生委員児童委員協議会事務局 TEL 614-3344 FAX 614-1109  
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1札幌市社会福祉総合センター 札幌市社会福祉協議会内

## 民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員は、みなさんと同じ住民のひとりです。民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして活動する特別職の地方公務員(非常勤)です。すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員も兼ねているため、「民生委員・児童委員」と呼ばれ、子どもに関わる相談支援活動も行います。

## 主任児童委員はどんな人なの？

主任児童委員も民生委員・児童委員のひとりですが、特定の区域を持たず、いじめや不登校、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、学校や児童相談所などの関係機関と連携し、区域を担当する児童委員と一緒に、悩みを抱える家庭の支援を行います。

## 民生委員・児童委員はどんなことをしているの？

ひとり暮らしの高齢者などのお宅を訪問し、安否を確認するなどの見守り活動を行い、お話し相手となって暮らしに関する相談にも応じています。また、子どもに関する心配事の相談にのり、健やかに育てるお手伝いもしています。必要な福祉情報を提供するほか、区役所や関係機関との「つなぎ役」をします。なお、札幌市が発行する身分証を携帯して活動しています。

## 市内に何人くらい民生委員・児童委員はいるの？

札幌市では、約330世帯に1人の基準で選任され、それぞれの地域で活動しています。民生委員・児童委員は約2,900人で、このうち主任児童委員は約200名います。

## 民生委員・児童委員の活動に必要な費用はどうなっているの？

民生委員法では「民生委員には、給与を支給しないもの」と規定されており、民生委員・児童委員は、地域福祉の一翼を担う無報酬のボランティアとして活動しています。ただし、日々の活動に必要な電話代や交通費などの費用の一部は、国から札幌市を経由して活動費として交付されます。

## 民生委員・児童委員はひとりで活動するの？

民生委員法に基づいて、地域ごとに民生委員の組織(地区民生委員児童委員協議会)を設置しており、多くの仲間と一緒に活動しています。活動する中でどうしても良かったら悩んだりした場合でも、仲間に相談し、複数で対応することもあります。また、社会福祉協議会や区役所などの関係機関も民生委員・児童委員の活動をサポートしています。

## どんな人がなれるの？

国や札幌市がその要件を定めています。札幌市議会議員の選挙権をもつ満30歳以上の方で、ボランティア精神があり、親身になって相談対応できることなどがあげられます。選任にあたって、職務経験や学歴、何らかの資格などを求められることはありません。  
※ただし、児童を専門に担当する主任児童委員は、必要な経験や資格を求められます。

民生委員・児童委員の年齢要件

	民生委員・児童委員	主任児童委員
新任	満30歳以上 満72歳未満	満30歳以上 満60歳未満
再任	満30歳以上 満75歳未満	満30歳以上 満63歳未満

## 民生委員・児童委員の任期

任期は3年です。3年おきの12月1日に一斉改選が行われます。なお、途中で退任した方の後任者の任期は、前任者の残任期間となります。

# 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動とは？

## 1 福祉相談活動

地域住民が抱える様々な困りごと(福祉相談)をお伺いし、その解決に向けて相談者と一緒に考えていきます。必要な情報を提供するほか、困りごとに対応できる適切な相談窓口につなぎます。

## 2 札幌市からの依頼に基づく活動

### ① 高齢の方の世帯状況や緊急連絡先等の把握

世帯や身体状況、緊急事態が発生した場合の連絡先などを札幌市と民生委員・児童委員が把握するための調査を行います。

特に、ひとり暮らしの方の安否が長期に渡って確認できない場合や、突然具合が悪くなり自宅で倒れているような場合は、速やかに親族と連絡をとることが必要になるため、とても大切な調査です。

### ② ひとり暮らし高齢者等巡回相談

ひとり暮らしの高齢者等が地域から孤立せず、安心して生活を営めるよう、民生委員・児童委員が安否確認のために訪問する活動です。

### ③ 生活保護申請時の意見書の作成

保護を開始するかどうかを判断する上での、重要な判断材料の1つとして、意見書の作成を行っています。

### ④ 知的障がい者の見守り事業

地域で暮らす知的障がいのある方で、民生委員・児童委員の見守りを希望されるお宅に、定期的に訪問することで、安心して日常生活を営むことができるように支援しています。

## 3 社会福祉協議会からの依頼に基づく活動

### ① 各種資金貸付に係る面談調書の作成など

### ② 福祉除雪利用世帯の申請確認

## 4 証明事務

児童扶養手当などにおける行政等への各種証明

## 5 その他の地域福祉活動

福祉のまち推進事業(地域住民による見守りなどの活動)や地域の福祉活動などへの協力



## 主任児童委員活動

子育て中の親子が抱える様々な困りごとと一緒に向き合っ、お住まいの地域や専門機関と連携しながら、その解決を目指していきます。

更に、児童虐待の早期発見・早期対応を支援するオレンジリボン地域協力員になっているほか、子育てサロンを運営したり、関係機関が実施する子育て支援への協力といった活動もあります。

